

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年5月19日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

(1) 歯科衛生専門学校ホームページ構築等業務

(2) 業務の内容

「歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 業務目的

現在運用中の鳥取県立歯科衛生専門学校のホームページを外部に新規構築し、効果的な情報発信を図るとともにタイムリーな発信を可能にし、学校運営に役立つツールとすることを目的とする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額 金1,783千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

①情報処理サービスのシステム等開発・改良

②情報処理サービスのシステム等管理運営

(4) 令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225条)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱(平

成 29 年 10 月 5 日付第 201700167239 号) 第 3 条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

(7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 審査会の設置

(1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は 4 名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

### 4 評価方法

企画提案書の内容を「歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき評価するものとする。

審査委員（4 名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

なお、仕様書で求めた情報セキュリティに係る要件を満たしていない場合、当該提案をした者を原則失格とし、落札候補者として選定しない。

### 5 最優秀提案者の選定方法

4 により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

ただし、企画点が、企画点の上限の 60%未満となった者は、原則失格とする。

その他詳細は評価要領による。

### 6 手続等

(1) このプロポーザルに関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県医療政策課

電話 0857-26-7204 ファクシミリ 0857-21-3048

電子メール iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託業者選定プロポーザル審査会）実施要領」（以下「実施要領」という。）は、令和 7 年 5 月 19 日（金）から同年 6 月 16 日（月）までの間に、鳥取県医療政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 7 年 5 月 19 日（月）から同年 6 月 16 日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

## イ 交付場所

(1) に同じ。

## 7 参加申込書の提出

企画提案参加申込書の提出は、令和7年5月19日（月）から同年6月5日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに持参又は送付の方法により提出するものとする。なお、送付による場合は、同年6月5日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

## 8 企画提案書の作成等

- (1) 企画提案書は、「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成及び提出するものとする。
- (2) 提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（ア）の書類に記載すること。

## 9 プレゼンテーションの実施

審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

なお、具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途連絡する。

### (1) 実施予定時期

令和7年6月下旬

### (2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

### (3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき30分以内とすること。

なお、開催時間の10分前までに集合すること。（日時、場所については別途連絡する。）

## 10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 11 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合

がある。

## 12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- |     |              |                         |
|-----|--------------|-------------------------|
| (1) | 令和7年5月19日(月) | 鳥取県ホームページ掲載(公募開始)       |
| (2) | 令和7年5月26日(月) | 質問受付期限                  |
| (3) | 令和7年6月5日(木)  | 企画提案参加申込書の提出期限          |
| (4) | 令和7年6月16日(月) | 企画提案書等提出期限              |
| (5) | 令和7年6月下旬     | 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) |
| (6) | 令和7年7月上旬     | 審査結果の通知                 |
| (7) | 令和7年7月上旬     | 契約締結等の協議及び見積依頼          |
| (8) | 令和7年7月中旬     | 契約締結                    |

## 13 その他

### (1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書又は虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者が提出した企画提案書は、無効とする。

### (2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要を鳥取県医療政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>)で公表するものとする。

### (4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成、提案及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

### (5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

### (6) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (7) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨

契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること  
その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### （8）その他

ア 詳細は、実施要領及び仕様書による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。